

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の 論点について

令和 2 年 1 0 月 3 0 日
県 民 生 活 課

1 条例の必要性について

○全国の状況

- ・警察による自転車の交通違反行為の摘発件数が初めて 2 万件を超えた（令和元年）。
- ・近年、自転車が関係した交通事故により 1 億円近い高額賠償を命じられるケースが社会問題化している。
- ・「道路交通法施行令」が改正（令和 2 年 6 月 30 日）され、自転車による妨害運転が従来の信号無視、酒酔い運転に加えて危険行為として規定された。

○秋田県の状況

- ・全ての交通事故発生件数に占める自転車が関係した交通事故の割合が横ばいである。
- ・人对自転車の交通事故発生件数が過去 10 年で最多の 5 件となった（令和元年）。
- ・高齢者の自動車運転免許証の返納件数の増加（平成 27 年：1,973 人→令和元年：4,345 人）により高齢者の自転車利用機会の増加が見込まれる。
- ・「秋田県自転車活用推進計画」の策定（令和 2 年 1 月）により自転車の活用が推進されている。

そこで、「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」を制定し、交通安全教育や普及啓発活動をこれまで以上に充実させるとともに、被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等への加入を促進することで、県民が安全で安心して暮らすことができる秋田県の実現を目指す。

2 条例の論点について

条例には、次の4項目を盛り込むこととする。

- 自転車事故を発生させないための対策
 - ・県、県民、自転車利用者等が果たすべき責務や役割について
 - ・交通ルールの遵守やマナーの向上について
- 自転車事故を重大化させないための対策
 - ・乗車用ヘルメットの着用等について
- 自転車事故の被害者を救済するための対策
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入について
- 自転車の安全で適正な利用を促進するための対策

(1) 自転車事故を発生させないための対策

(事務局の考え)

自転車事故を発生させないため、以下の対策が必要である。

- 交通ルールやマナーを遵守すること
- 自転車を点検整備し、適切な状態を維持すること
- 自動車等運転者が自転車利用者の安全に配慮すること
- 自転車が安全に走行できる環境を整備すること

①県がすべきこと<義務>

- 国、市町村、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体との連携・協力
- 自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策の策定・実施
- 市町村、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用を促進する取組を支援するための情報提供、助言、その他の必要な措置の実施
- 県民等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めるための様々な世代に対応した交通安全教育・啓発の実施
- 自転車利用者が自転車を安全で適正に利用できる道路交通環境の整備に関する事業の推進

②自転車利用者がすべきこと

- 道路の交通に関する法令の遵守<義務>
- 自転車に関係する交通事故防止のための知識の習得<義務>
- 自転車を安全で適正に利用するために必要な措置の実施（反射器材の装備等）
- 利用する自転車の点検整備の実施
- 冬期間の道路状況を考慮した自転車の安全で適正な利用（自転車の利用取りやめ）

③県民等がすべきこと

- 自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等における自転車を安全で適正に利用するための取組の実施
- 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力

④事業者がすべきこと

- 事業活動を通じた自転車の安全で適正な利用を促進するための取組の実施
- 従業員に対する自転車を安全で適正に利用するための啓発・指導の実施
- 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力
- 事業活動において利用する自転車の点検整備の実施

⑤学校等の長がすべきこと

- 児童・生徒等への自転車の安全で適正な利用を促進するための教育・啓発の実施

⑥保護者等がすべきこと

- 監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用するための教育の実施
- 監護する未成年者が利用する自転車の点検整備の実施

⑦交通安全団体がすべきこと

- 自転車の安全で適正な利用を促進するための取組の推進
- 国、県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力

⑧自動車等運転者がすべきこと

- 自転車の通行への配慮
 - ・自転車との間の安全な間隔の確保・徐行

⑨自転車小売業者がすべきこと

- 自転車購入者に対する自転車を安全で適正に利用する方法・点検整備の方法の情報提供

⑩自転車貸付事業者がすべきこと

- 自転車借受者に対する自転車を安全で適正に利用するための情報提供
- 貸付用自転車の点検整備の実施

(意見を聴取する主な項目)

- ・記載した取組の内容について
- ・記載した取組以外に取り組むべきことについて
- ・義務と記載した取組以外を努力義務とすることについて

(2) 自転車事故を重大化させないための対策

(事務局意見の考え)

自転車事故を重大化させないため、乗車用ヘルメットの着用等、安全対策を講ずることが必要である。

①保護者等がすべきこと

- 監護する未成年者へのヘルメット着用<努力義務>
- 高齢者へのヘルメット着用の助言、自転車を安全で適正に利用するために必要な助言<努力義務>

【参考】道路交通法

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※児童：6歳以上13歳未満の者

※幼児：6歳未満の者

(意見を聴取する主な項目)

- ・記載した取組の内容について
- ・ヘルメット着用の範囲(年代)について
- ・それぞれの取組を努力義務とすることについて

(3) 自転車事故の被害者を救済するための対策

(事務局の考え)

自転車事故の被害者を救済するために、自転車利用者等に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進することが必要である。

①県がすべきこと

○自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための情報提供等<義務>

②自転車利用者がすべきこと

○自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入<義務>

③事業者がすべきこと

○事業活動における自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入<義務>

○通勤に自転車を利用する従業員に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認<努力義務>

○通勤に自転車を利用する従業員に対する自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報提供<努力義務>

④学校等の長がすべきこと

○自転車を利用する幼児、児童、生徒、学生、保護者への自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報提供等<努力義務>

⑤保護者がすべきこと

○監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入<義務>

⑥自転車小売業者がすべきこと

○自転車購入者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認<努力義務>

○自転車購入者に対する自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供<努力義務>

⑦自転車貸付事業者がすべきこと

○貸付用自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入<義務>

○自転車借受者に対する自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報提供<努力義務>

【参考】自転車損害賠償責任保険等の種類等

●個人向けの保険等

保険の種類		概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険等の特約	傷害保険等の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口となる保険
共済		全労済、市民共済など
T Sマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

●事業者・自転車貸付事業者向けの保険

保険の種類	概要
施設賠償責任保険	事業活動における事故・借受者の事故に備えた保険
T Sマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

●学校における保険加入状況（令和2年5月1日現在）

保険の種類	加入率	名称
小学校	100%	児童・生徒・P T A総合補償制度
中学校	98.2%	
高等学校	94.4%	全国高P連賠償責任補償制度

※保険の加入は学校単位となり、加入の判断はP T Aに委ねられている。

※未加入の中学校についても、学校単位で民間の保険に加入している。

（意見を聴取する主な項目）

- ・記載した取組の内容について
- ・記載した取組以外に取り組むべきことについて
- ・それぞれの取組の義務・努力義務の別について

(4) 自転車の安全で適正な利用を促進するための対策

(事務局の考え)

自転車の安全で適正な利用を促進するために他の都道府県にはない秋田県独自の取組を検討する必要がある。

①「秋田県自転車安全確認の日」

- 5月15日を「秋田県自転車安全確認の日」に指定
- 利用する自転車の点検整備の実施、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認

(意見を聴取する主な項目)

- ・記載した取組の内容について
- ・記載した取組以外に取り組むべきことについて